

不燃ごみ(資源)(その他)の分別とごみ集積所への出し方

～不燃ごみをごみ集積所へ出す場合は、分別の徹底にご協力ください～

●不燃ごみ(資源)

出せるもの

- ①カン類
海苔のカン、お菓子のカン、飲料用カン、お茶のカン、缶詰のカン
- ②ビン類
飲料用・調味料用のビン、化粧ビン、ガラス、電球
- ③ペットボトル
飲料用、しょうゆ用、めんつゆ用等
- ④小型家電
家庭用小型電子機器等(『家電リサイクル法』対象品目であるテレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫および冷凍庫を除く)

出し方

①～④の区分ごとに分別して、それぞれ透明袋に入れて出してください。

●不燃ごみ(その他)

出せるもの

金物類、スプレー缶(穴を開ける)、陶磁器類、アルミ製品、大型のもの(自転車、スプリング入りマットレス、ソファなど)

出し方

それぞれ透明袋に入れて出してください。
※袋に入らない大型のものには「ごみ」と書いた張り紙をしてください。

☎ 生活環境エコタウン課(☎ 内線221)



軽自動車税(種別割)に関するお知らせ

☎ 税務課(☎ 内線154～156)

グリーン化特例による軽減について

令和2年度に引き続き令和3年度軽自動車税(種別割)についても、排出ガス性能と燃費性能の優れた軽自動車は、軽自動車税(種別割)が軽減されるグリーン化特例(軽課)が適用されます。対象となる車両はナンバー登録をした翌年度に限り軽自動車税(種別割)が軽減されます。詳細は下表をご覧ください。

車種区分		税率(年税額)			
		令和2年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(ナンバー登録)をした車両			
		電気自動車 天然ガス自動車 ※1	乗用(令和2年度燃費基準+30%達成車) 貨物(平成27年度燃費基準+35%達成車) ※2	乗用(令和2年度燃費基準+10%達成車) 貨物(平成27年度燃費基準+15%達成車) ※2	
		75%軽減	50%軽減	25%軽減	
軽自動車 四輪以上	三輪	1,000円	2,000円	3,000円	
	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
営業用		1,000円	1,900円	2,900円	

※1 平成21年排出ガス規制10%以上低減、または平成30年排出ガス規制適合

※2 平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)、または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

(注)○最初のナンバー登録(初度検査年月)が平成20年3月以前の車両については、重課税率が適用されます。

○令和3年4月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車については、適用対象が電気自動車・天然ガス自動車(75%軽減)に限定されます。

農耕車(トラクター等)のナンバー登録をしましょう

トラクター、コンバイン等で乗用装置を有するものや、フォークリフトなどの小型特殊自動車は、公道を走らなくても所有していればナンバー登録が必要です。ナンバー登録が済んでいない車両を所有している方は、印鑑と車台番号等が分かる書類(販売証明書、譲渡証明書等)を持参し、税務課で登録をお願いします。

STOP! 望まない受動喫煙

令和3年4月1日施行 埼玉県受動喫煙防止条例



望まない受動喫煙を生じさせることがない社会の実現を目的に『埼玉県受動喫煙防止条例』が4月1日に施行されます。ほかの人に受動喫煙を生じさせないことが県民の責務となるほか、既存特定飲食提供施設(※1)で喫煙可能室を設置した場合は、管轄保健所への『健康増進法』と『埼玉県受動喫煙防止条例』に基づく両方の届出が必要となります。
※令和3年4月1日以前に喫煙可能室を設置した場合も含む。

▶埼玉県受動喫煙防止条例に関する問い合わせ
☎ 県健康長寿課(☎ 048・830・3582)



飲食店で喫煙可能室を設置するための要件

飲食店の一部または全部を喫煙可能室とするには①～④のすべてを満たす必要があります。

- ①令和2年4月1日時点で営業している飲食店
 - ②資本金、または出資の総額が5,000万円以下
 - ③席面積が100㎡以下の飲食店
- 【健康増進法】による
(※1)既存特定飲食提供施設(①～③をすべて満たしている飲食店)

↓ 令和3年4月1日から『埼玉県受動喫煙防止条例』により④が追加となります。

- ④従業員(同居の親族等を除く)がいない場合、またはすべての従業員から喫煙可能室を設置した飲食店で勤務することについて書面で承諾を得た場合

※詳しくは県のホームページをご覧ください。

お知らせ 無料電話相談会
敷金(賃貸住宅)トラブル110番
☎ 4月10日(土)、11日(日)午前10時～午後4時

お知らせ 不動産鑑定士による
不動産の無料相談会
☎ 4月10日(土)午前10時～午後4時

募集 自衛隊一般曹候補生を募集します!
☎ 048・789・6000

募集 一般曹候補生採用男女試験
受付期間/5月11日(火)まで
対 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の方(採用予定月の1日現在)
試験日/1次試験 5月21日(金)～30日(日)のうち1日
他 変更になる場合がありますので詳しくはお問い合わせください。
☎ 自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所(☎ 522・4855)

お詫びと訂正
本誌2月号7頁「熊谷税務署からののお知らせ」で確定申告の相談開始時間が午後9時からとなっていました。訂正は午前9時からとなります。ご迷惑をお詫びし、訂正します。

お問い合わせ
☎ 048・838・1889 ※当日のみ有効
☎ 048・863・7861

無料(通話料は自己負担)
☎ 埼玉司法書士会事務局

相談電話番号
☎ 048・838・1889 ※当日のみ有効

お問い合わせ
さいたま市浦和会場 さいたま市浦和コミュニティセンター第6集会室
(さいたま市浦和区東高砂町11-1)
川越会場 東上パールビルディング4階第3会議室
(川越市脇田本町15-13)
☎ (公社)埼玉県不動産鑑定士協会
(☎ 048・789・6000)

広告